

議案第35号

葛飾区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、書面による記録の保存等を電磁的記録等によることができる規定を設ける必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例

葛飾区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第2章から第4章まで」を「、第2章から第4章まで及び第6章」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。